

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和3年5月31日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 わたなべさつ子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>生活保護について</p> <p>生活保護基準は、憲法第25条にもとづく公認の国民生活の最低限を規定するものです。保護基準以下の収入しかなければ誰もが保護を申請することができます。</p> <p>厚生労働省は「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部を改正し、令和3年4月1日から適用された。扶養照会について、特に丁寧な聞き取りを行い、対象の扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するかどうかを確認することを求めるとともに、調査手順を分かりやすく整理した。</p> <p>(1) 令和2年4月1日、令和3年4月1日現在の生活保護者数はどうか。</p> <p>(2) その申請者の状況はどのようなか。</p> <p>(3) 市は厚生労働省が示した新しい扶養照会の対応をしているか。</p>	
2	<p>就学援助について</p> <p>就学援助は学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため援助を行うとしている。長久手市においては、令和2年度は生活保護基準の1.35倍の所得を対象としており、受給割合（見込</p>	

	<p>み) は5. 6%となっている。</p> <p>この少子化の時代にあって、生まれてくる子どもはすべての住民にとっての財産です。成人するまで健やかな育ちが保障されることが自治体の未来にとって重要です。安心して子どもを産み育てられる施策を求めたい。</p> <p>コロナ禍の中、就業者の失業が増えており、子どもの暮らしの困難さが問題になっている。</p> <p>(1) 今年度の就学援助の人数や理由はどのようなか。</p> <p>(2) 就学援助を必要とする児童生徒への受給率を10%以上に引き上げることが必要ではないか。</p>	
3	<p>デジタル法について</p> <p>令和3年5月12日にデジタル改革関連法が国会で成立した。6つの法律が一括で審議され、その一つである「整備法」には個人情報保護法の改正が含まれている。</p> <p>個人情報とは「個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの」であり、プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権である。市個人情報保護条例の目的には、「市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護する」としている。</p> <p>行政の情報システムの共同化・集約においては、住民の福祉の増進を図ることを基本とした地方自治体の住民自治を侵害することが懸念される内容となっている。</p> <p>(1) 市民が、どんな自己情報が集められているのかを知り、不当に使われないよう関与する権利、自己情報コントロール権、情報の自己決定権など個人情報の保護や権利保障のしくみをデジタル時代にふさわしく強化していくことが必要ではないか。</p> <p>(2) 世代に関係なくインターネットを使わない市民がいるという現状から、窓口の対応や紙の申請書による手続き、対面サービスを今後も重要な手続き手段として充実させていくことが必要ではないか。</p> <p>(3) 行政の情報システムの共同化が進んでも、自治事務の施策は市民の生活を守るために大切である。自治体独自の施策はどう考えていくのか。</p>	